（引張試験の合格基準）

第四十九条　引張試験は、試験片の引張強さが母材の種類に応じ、それぞれ次の各号に定める値以上である場合に、これを合格とする。

一　九パーセントニッケル鋼、アルミニウム及びアルミニウム合金、銅及び銅合金並びにチタン及びチタン合金（許容引張応力の値を超えて使用されるものを除く。）　許容引張応力の値の三・五倍の値

二　（略）

２・３　（略）

（衝撃試験）

第五十二条　（略）

２　衝撃試験片の形状及び寸法は、日本産業規格Ｚ二二四二（金属材料のシャルピー衝撃試験方法）に規定するＶノッチ試験片又はこれと同等と認められる規格に定めるところによるものとし、日本産業規格Ｂ八二六七（圧力容器の設計）又はこれと同等と認められる規格に定めるところにより採取しなければならない。

（衝撃試験の合格基準）

第五十三条　衝撃試験の合格基準は、日本産業規格Ｂ八二六七（圧力容器の設計）又はこれと同等と認められる規格に定めるところによる。

（再試験を行うことができる条件）

第五十四条　第四十九条又は第五十一条の規定により機械試験に不合格となった場合及び前条の規定により不合格となった場合の再試験は、日本産業規格Ｂ八二六七（圧力容器の設計）又はこれと同等と認められる規格に定めるところによる。

（再試験の試験片及び合格基準）

第五十五条　（略）

２　衝撃試験の再試験の合格基準は、日本産業規格Ｂ八二六七（圧力容器の設計）又はこれと同等と認められる規格に定めるところによる。

３　（略）

（放射線検査）

第五十六条　次の各号に掲げる溶接継手は、第四十二条第二項の全線放射線検査を行い、当該検査の結果は第五十八条各号に掲げる要件（次項及び第六十二条第一項において単に「要件」という。）を具備しなければならない。ただし、放射線検査を行うことが困難である溶接継手の部分については、この限りでない。

一～六　（略）

２　前項各号に掲げる溶接継手以外の長手継手、周継手等は、第四十二条第二項の部分放射線検査又は同項のスポット放射線検査を行い、その検査の結果が要件を具備しなければならない。ただし、都道府県労働局長が放射線検査の必要がないと認めた溶接継手及び外圧のみが加わる溶接継手については、この限りでない。

３　（略）

（引張試験の合格基準）

第四十九条　引張試験は、試験片の引張強さが母材の種類に応じ、それぞれ次の各号に定める値以上である場合に、これを合格とする。

一　九パーセントニッケル鋼、アルミニウム及びアルミニウム合金、銅及び銅合金並びにチタン及びチタン合金（許容引張応力の値を超えて使用されるものを除く。）　許容引張応力の値の四倍の値

二　（略）

２・３　（略）

（衝撃試験）

第五十二条　（略）

２　衝撃試験片の形状及び寸法は、日本産業規格Ｚ二二四二（金属材料のシャルピー衝撃試験方法）に規定するＶノッチ試験片又はこれと同等と認められる規格に定めるところによるものとし、日本産業規格Ｂ八二六五（圧力容器の構造―一般事項）又はこれと同等と認められる規格に定めるところにより採取しなければならない。

（衝撃試験の合格基準）

第五十三条　衝撃試験の合格基準は、日本産業規格Ｂ八二六五（圧力容器の構造―一般事項）又はこれと同等と認められる規格に定めるところによる。

（再試験を行うことができる条件）

第五十四条　第四十九条又は第五十一条の規定により機械試験に不合格となった場合及び前条の規定により不合格となった場合の再試験は、日本産業規格Ｂ八二六五（圧力容器の構造―一般事項）又はこれと同等と認められる規格に定めるところによる。

（再試験の試験片及び合格基準）

第五十五条　（略）

２　衝撃試験の再試験の合格基準は、日本産業規格Ｂ八二六五（圧力容器の構造―一般事項）又はこれと同等と認められる規格に定めるところによる。

３　（略）

（放射線検査）

第五十六条　次の各号に掲げる溶接継手は、その全長について放射線検査を行い、当該検査の結果は第五十八条各号に掲げる要件（次項及び第六十二条第一項において単に「要件」という。）を具備しなければならない。ただし、放射線検査を行うことが困難である溶接継手の部分については、この限りでない。

一～六　（略）

２　前項各号に掲げる溶接継手以外の長手継手、周継手等は、当該継手の全長の二十パーセントに相当する部分（長手継手と周継手が交差する部分がある場合にあっては、当該交差する部分を含み、当該二十パーセントに相当する部分の長さが三百ミリメートル未満である場合には、三百ミリメートルとする。）について放射線検査を行い、その検査の結果が要件を具備しなければならない。ただし、都道府県労働局長が放射線検査の必要がないと認めた溶接継手及び外圧のみが加わる溶接継手については、この限りでない。

３　（略）